



第13条

【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

## 環境権

### 尼崎公害訴訟

【訴訟】1998年、兵庫県尼崎市の公害認定患者とその遺族が、工場や国道・高速道路から発生する大気汚染で健康を害したとして、国と阪神高速道路公団などを提訴した。

【判決】裁判所は、道路公害による健康被害を認め、大気汚染物質の排出差し止めを認めた。原告と被告は、大型車の通行を制限するなどの改善策をとることで和解した。

### 大阪国際空港公害訴訟

【訴訟】大阪国際空港を離着陸する航空機の騒音に苦しんだ住民が、国を相手どって夜9時から翌朝7時までの離着陸差し止めと、過去から将来にわたる賠償を求めた訴訟。

【判決】1981年、最高裁は、深夜の飛行が個人の生命・身体の安全、自由など、生活上の利益を侵害する不法行為であるとして、過去の損害賠償請求を認めた。しかし、航空行政は運輸大臣の権限であるとして、「環境権」にはふれないまま、差し止め請求を却下した。

## 景観権

### 鞆の浦景観訴訟

【訴訟】広島県や福山市が住環境改善のため、歴史的遺構の残る鞆の浦を埋め立てて橋や道路の建設を計画した。しかし2007年、地元住民が歴史的景観の利益とその保護を訴え、工事の差し止めを請求した訴訟。

【判決】2009年、広島地裁は原告住民の訴えを認め、工事着工を差し止めた。県は判決を不服として控訴していたが、2012年には埋め立て工事を撤回し終結した。

## 自己決定権

### エホバの証人輸血拒否訴訟

【訴訟】信仰上の理由から医療行為における輸血を拒否した患者に、手術において医師が治療方針の説明を怠り、同意をえずに輸血した。これに対し、患者側が医療機関に慰謝料を請求した訴訟。

【判決】1998年、東京高裁は原告の訴えを認め、尊厳死を選択する自由も含めて、各個人が自己の人生のあり方に自己決定権をもつとの判断を示した。しかし2000年の最高裁判決では明示的にはこれを認めず、人格権の一部としてとらえた。